

## 第 1 号議案

## とみや公共ライドシェア実証運行（案）について

## 1. 趣旨

道路運送法（（昭和 26 年法律第 183 号）第 78 条第 2 号及び同法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 75 号）第 51 条第 1 項に定める自家用自動車による交通空白地有償運送として「とみや公共ライドシェア」の実証運行を本年 11 月下旬から開始するにあたり、同法第 79 条の 7 及び同法施行規則第 51 条の 11 の規定に基づき東北運輸局への変更登録申請を行う必要があるため、本市地域公共交通会議において承認をいただくもの。

## ※ 参考

## 【道路運送法】

**第 78 条** 自家用自動車（事業用自動車以外の自動車をいう。以下同じ。）は、次に掲げる場合を除き、有償で運送の用に供してはならない。

- 1 - (略) -
- 2 市町村、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他国土交通省令で定める者が、次条の規定により地域住民又は観光旅客その他の当該地域を来訪する者の運送その他の国土交通省令で定める旅客の運送（以下「自家用有償旅客運送」という。）を行うとき。

**第 79 条の 7** 第 79 条の登録を受けた者（以下「自家用有償旅客運送者」という。）は、第 79 条の 2 第 1 項各号に掲げる事項の変更（第 3 項に規定するものを除く。）- (略) - をしようとするときは、国土交通大臣の行う変更登録を受けなければならない。ただし、- (略) -

## 【道路運送法施行規則】

**第 51 条** 法第 79 条の 2 第 1 項第 2 号の国土交通省令で定める自家用有償旅客運送の別は、次のとおりとする。

- 1 交通空白地有償運送
- 2 福祉有償運送

**第 51 条の 11** 法第 79 条の 7 第 1 項の変更登録を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した変更登録申請書を権限行政庁に提出しなければならない。

- 1 名称及び住所並びに代表者の氏名
- 2 登録番号
- 3 自家用有償旅客運送の種別
- 4 変更しようとする事項及び変更予定期日
- 5 新たに事業者協力型自家用有償旅客運送を行う場合にあっては、当該運送に協力する一般旅客自動車運送事業者の氏名又は名称及び住所
- 6 現に正在进行する事業者協力型自家用有償旅客運送を行わないこととする場合にあっては、その旨